

○佐賀市工事検査実施規程

平成17年10月1日

訓令第63号

改正 平成19年3月30日訓令第3号
平成22年3月29日訓令第4号
平成24年3月26日訓令第1号
平成25年3月29日訓令第5号
平成29年3月31日訓令第6号
令和2年12月11日訓令第19号
令和6年 9月30日訓令第6号
令和7年9月30日訓令第12号

(趣旨)

第1条 この訓令は、佐賀市財務規則（平成17年佐賀市規則第62号。以下「財務規則」という。）、佐賀市建設工事執行規則（平成17年佐賀市規則第158号）その他別に定めがあるもののほか、市が発注する工事（上下水道局の所管に属する工事を除く。以下「工事」という。）の検査（以下「検査」という。）を適正かつ効率的に執行するため必要な事項を定めるものとする。

(平24訓令1・一部改正)

(検査監等)

第2条 検査に係る事務に関し、総合的管理を行うため、検査監を置く。

- 2 検査監は、市長の命を受けて検査に係る事務を総括し、総合的管理を行う。
- 3 検査に係る事務に関し、検査監を補佐するため、副検査監を置き、必要により技術検査監を置くことができる。
- 4 副検査監は、検査監を補佐し、検査監の指示する事務を掌理する。
- 5 技術検査監は、検査監を補佐し、設計図書等の精査に関する事務を掌理する。

(平22訓令4・平25訓令5・一部改正)

(検査員)

第3条 財務規則第106条第2項に規定する検査員のうち職員であるもの（以下「検査員」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 専門検査員 検査監、副検査監及び技術検査監
- (2) 指定検査員 次に掲げる者のうち市長があらかじめ指名したもの

ア 係長（主査を含む。）以上の職にある職員

イ その他市長が適当と認める職員

(3) 担当課検査員 次に掲げる者のうち工事を担当する課長（以下「担当課長」という。）があらかじめ指名したもの

ア 係長（主査を含む。）以上の職にある職員

イ その他担当課長が適当と認める職員

2 前項に定める検査員が行う検査は、次のとおりとする。

(1) 専門検査員及び指定検査員

ア 契約金額が1件200万円以上の検査

イ その他検査監が必要と認める検査

(2) 担当課検査員 契約金額が1件200万円未満の検査

（平19訓令3・平22訓令4・平29訓令6・一部改正）

（検査の種類）

第4条 検査の種類は、次のとおりとする。

(1) 成工検査 工事の完成を確認するための検査

(2) 既済部分検査 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分（性質上可分の工事完済部分を含む。）を確認するための検査

(3) 中間検査 工事の状況を査察し、契約の履行を確認するため工事中随時に行う検査で、検査監が必要と認めるもの

（検査計画）

第5条 検査監は、契約金額が1件200万円以上の工事契約の締結を確認したときは、工事検査総括台帳（様式第1号）に記載し、当該工事の検査を担当する検査員を選定するとともに、検査計画を立てなければならない。

2 担当課長は、契約金額が1件200万円未満の工事契約の締結を確認したときは、工事検査総括台帳に記載し、当該工事の検査を担当する担当課検査員を選定するとともに、検査計画を立てなければならない。

3 前項の場合において、担当課長は、担当課検査員を選定することができないときは、検査監に検査員の選定を依頼するものとする。

4 前3項の規定は、契約の変更及び解除の場合に準用する。

（検査及び検査の方法）

第6条 検査は、検査員によって行う。

- 2 検査員は、関係者に対して、検査に必要な労務の提供、機械器具、関係書類その他物件の提供及び説明を求めることができる。
- 3 検査員は、あらかじめ設計図書（仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質疑回答書をいう。以下同じ。）に基づき工事の内容について把握し、実地において契約書、設計書、設計図書その他の必要な書類に基づき別に定める基準に従い、厳正かつ公正に検査を行わなければならない。
- 4 検査員は、設計図書、数量表等と出来形及び出来形数量とを対比し、品質についても検査するものとする。
- 5 前2項の場合において、検査員は、必要があると認められるときは、取壊し、若しくは分解又は試験をすることができる。
- 6 検査員は、地下、水中工事等で外部から検査し難い部分については、当該工事の監督員（財務規則第106条第2項に規定する者をいう。以下同じ。）から施工の状況を聴くとともに工事写真その他の関係資料により検査することができる。

（検査の手続）

第7条 担当課長は、契約金額が1件200万円以上の工事について、工事の請負者（以下「請負者」という。）から財務規則第106条第4項に規定する完成通知書が提出されたとき、又は当該工事の工期が終了する7日前（1,000万円以下の工事については3日前とする。）までに、関係書類を添え工事検査実施依頼書（様式第2号）を検査監に提出し、当該工事に係る検査を依頼するものとする。

- 2 検査監は、前項の規定による依頼を受けたときは、速やかに検査日時並びに検査員の職及び氏名を工事検査通知書（様式第3号）により当該依頼に係る担当課長に通知するものとする。

（検査の準備）

第8条 工事の監督員及び請負者は、検査に当たり次に掲げる書類等の準備をしなければならない。

- （1） 契約関係書類
- （2） 工事の施工に関する記録その他の必要な資料
- （3） 設計図書に定めた検査に必要な措置
- （4） 検査に必要な機器及び設備
- （5） 前各号に掲げるもののほか、参考となる資料

（検査の立会い）

第9条 検査員は、検査を行うときは、請負者又は現場代理人（以下「請負者立会人」という。）のほか、当該工事の監督員及び当該工事の担当課長が指定した職員（以下「担当課立会人」という。）を立ち合わせるものとする。

（検査の中止）

第10条 検査員は、次のいずれかに該当するときは、検査を中止し、直ちに検査監に報告するものとする。

（1） 残工事が著しく、検査に値しないと認められるとき。

（2） 工事の施工結果に重大な欠陥が認められるとき。

（3） 検査の際、請負者又はその代理人若しくは使用人が検査の執行を妨げて検査を行うことができないとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか、検査の実施が困難となったとき。

2 検査監は、前項の規定による報告を受けたときは、直ちにその旨を担当課長に報告するものとする。

（検査の委託）

第11条 検査監は、財務規則第106条第1項の規定に基づき、本市の検査員以外の者に検査を委託しようとするときは、市長の決裁を得なければならない。

2 検査監は、前項の規定により検査を委託したときは、委託を受けた者にその検査結果について検査報告書その他検査の内容を明確にした書類を提出させるものとする。

3 検査監は、必要と認めるときは、前項の規定による委託を受けた者が行う検査に専門検査員を立ち合わせることができる。

（検査の報告）

第12条 検査員は、検査（第4項に規定する再検査を含む。）が終了したときは、当該検査の結果を工事検査結果報告書（様式第4号）により検査監を経由して市長に報告するものとする。ただし、契約金額が1件200万円未満の工事の検査については、検査監を経由することを要しない。

2 検査員は、検査の結果、手直し（軽易な手直しを除く。）又は補強（以下「手直し等」という。）を必要と認めたときは、その旨を検査監に報告するものとする。

3 検査監は、前項に規定する報告を受けたときは、手直し指示書（様式第5号）により請負者に指示するとともに、その写しを担当課長に送付するものとする。

4 担当課長は、前項の規定に基づき手直し等を指示された請負者が当該手直し等を

完了したときは、再検査を依頼しなければならない。この場合においては、第7条から第10条までの規定を準用する。ただし、口頭による軽易な手直しについては、監督員が口頭指示手直し確認書（様式第6号）を検査監に提出することにより再検査に代えることができる。

（検査の記録）

第13条 検査監は、検査の記録を整備しておくものとする。

（補則）

第14条 この訓令に定めるもののほか検査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の佐賀市工事検査実施規程（平成13年佐賀市訓令甲第1号）又は諸富町工事検査実施規程（平成11年諸富町告示第4号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年3月30日訓令第3号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日訓令第4号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日訓令第1号）抄

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日訓令第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日訓令第6号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月11日訓令第19号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年9月30日訓令第6号）

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

附 則（令和7年9月30日訓令第12号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後の佐賀市工事検査実施規程の規定は、この規程の施行の日以後に予算執行伺書を作成し、又は契約方法を決定する工事について適用し、同日前に予算執行伺書を作成し、又は契約方法を決定した工事については、なお従前の例による。

様式第2号(第7条関係)

工事検査実施依頼書

年 月 日

検査監 様

担当課長 職
氏 名

佐賀市工事検査実施規程第7条第1項の規定により、次のとおり検査の実施を依頼します。

検査の種類	成工 既済部分(第 回) 中間(第 回)
工事担当課	部 課
工事名	第 号
工事場所	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
請負者	
請負金額	円
監督員	職 氏名 内線
担当課立会人 (監督員を除く。)	職 氏名
検査希望日	年 月 日
備考	

※ 設計変更、前金払及び部分払があるときは、備考欄にその旨を記入すること。

※ 関係書類(設計図書、見積書、カタログその他検査監が必要と認める書類)を添付すること。

様式第3号(第7条関係)

工 事 検 査 通 知 書

年 月 日

(あて先) 課長
様

検査監

月 日付けで依頼された検査について、次のとおり実施しますので通知します。

検査の種類	成工 既済部分(第 回) 中間(第 回)
工事担当課	部 課
工事名	第 号
工事場所	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
請負者	
請負金額	円
監督員	職 氏名 内線
担当課立会人 (監督員を除く。)	職 氏名
請負者立会人	
検査員	職 氏名
検査予定日時	年 月 日 午前・午後 時 分
備考	

※ 検査の際には、レベル、テープ、シュミットハンマー等の測定機器を用意してください。

様式第4号(第12条関係)

工事検査結果報告書

年 月 日

佐賀市長 様

検査員 職
氏 名

印

契約書、設計書、設計図書その他の書類に基づき検査を行った結果、これらのとおり確認しましたので、工事検査調書のとおり報告します。

工 事 検 査 調 書	
検査の種類	成工 既済部分(第 回) 中間(第 回)
工事担当課	部 課
工事名	第 号
工事場所	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 者	
請 負 金 額	円 今回請求金額 円
監 督 員	職 氏名 内線
担当課立会人 (監督員を除く。)	職 氏名
請 負 者 立 会 人	
検査日時	年 月 日 午前・午後 時 分

様式第5号(第12条関係)

第 号
年 月 日

様

検査監



手 直 し 指 示 書

検査の結果、手直しを必要とするので佐賀市工事検査実施規程第12条第3項の規定により指示します。

工 事 担 当 課	部 課
工 事 名	第 号
工 事 場 所	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
請 負 金 額	円
検 査 員	職 氏名
監 督 員	職 氏名
担 当 課 立 会 人 (監督員を除く。)	職 氏名
請 負 者 立 会 人	
検 査 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
手 直 し 期 限	年 月 日
手 直 し を 必 要 と 認 め た 事 項	
注 意 を 与 え た 事 項	

様式第6号(第12条関係)

口頭指示手直し確認書

年 月 日

検査監 様

監督員 職
氏 名

印

次の工事について、請負者が指示された手直しを完了したことを確認しましたので報告します。

検査の種類	成工 既済部分(第 回) 中間(第 回)
工事担当課	部 課
工事名	第 号
工事場所	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
請負者	
請負金額	円
検査員	職 氏名
担当課立会人 (監督員を除く。)	職 氏名
請負者立会人	
検査日時	年 月 日 午前・午後 時 分
手直し完了届 受領日	年 月 日
手直し指示事項	

様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 7 条関係)

様式第 3 号 (第 7 条関係)

様式第 4 号 (第 1 2 条関係)

様式第 5 号 (第 1 2 条関係)

様式第 6 号 (第 1 2 条関係)